

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和7年度当初予算案 50億円 (45億円) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 108億円 (102億円)

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を推進する。

※離島は施設等の建設コストが本土と比べて割高な傾向のため、事業者誘致の際の課題の1つとなっていることを踏まえ、補助単価の8%加算措置を実施している。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 [間接補助]

(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

4 事業実績

実施自治体数：95都道府県市（100都道府県市）

※令和6年度当初内示実績、括弧内は令和5年度当初内示実績

うち、離島における実績：令和6年度：1県（隠岐の島町）

令和5年度：実績なし

令和4年度：2県（中種子町、上天草市（旧大矢野町））



就労継続支援B型事業所
「共生工房 猿蟹川」